

和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び 和木駅駐車場管理業務指定管理者募集要項

和木町では、和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場（以下「交流プラザ等」という。）を一括管理し、管理運営を効果的・効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場条例（以下「条例」という。）第4条の規定により指定管理者を募集します。

1 施設の概要（詳細は、業務仕様書を参照してください。）

（1）和木駅交流プラザ

- ①所在地 和木町和木4丁目1番8号
- ②設置目的 地域福祉の増進と和木駅利用者の利便性の向上を図るため
- ③施設概要 1階多目的室、2階多目的室、公衆トイレ、自由通路など

（2）和木駅駐輪場

- ①所在地 和木町和木4丁目1番及び12番
- ②施設概要 コインポスト式及びロックチェーン式による自転車及びバイク等の駐輪場

（3）和木駅駐車場

- ①所在地 和木町和木4丁目1番
- ②施設概要 フラップ板式駐車場

2 管理運営の基本方針

- （1）指定管理者は、地域住民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識され、快適な施設の環境づくり及び利用の促進を目指してください。
- （2）交流プラザ等は、利用される皆さんに憩いを提供するとともに、駅利用者の良好な待合の場を提供するほか、地域住民の交流のための総合施設ですので、その設置目的に沿った管理運営を行ってください。
- （3）指定管理者は、経営改善・業務改善を常に目指して創意工夫を図り、収益率及び集客力の向上を図ってください。
- （4）交流プラザ等の施設管理については、日常又は定期的に必要な保守点検を行うとともに最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めてください。

3 指定管理者が行う業務の範囲（詳細は、業務仕様書を参照してください。）

- （１）交流プラザ等を利用した事業の企画及び実施並びに利用者の利便性の向上に関する業務
- （２）交流プラザ等の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （３）条例別表に規定する有料施設等の利用に関する業務
- （４）和木駅における西日本旅客鉄道株式会社乗車券類の販売等に関する業務
- （５）和木駅における和木町コミュニティバスの乗車券類の販売等に関する業務
- （６）前各号に掲げるもののほか、交流プラザ等の管理に関する業務のうち、町長のみの権限に属する業務を除く業務

4 指定管理者が行う管理の基準

（１）休業日

条例では休業日は設けておりません。各施設の利用時間は業務仕様書のとおりです。

（２）利用料金の基準額

有料施設等の利用料金の基準額は、条例第１０条及び別表で定めるとおりです。

（３）個人情報の取り扱い

指定管理者は、和木町個人情報保護条例第３条の規定により、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従業者）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従業者が職務を退いた後においても同様とします。

（４）情報公開

指定管理者は、和木町情報公開条例第１２条の２の規定により、交流プラザ等の管理に関して保有する情報の公開に努めてください。

5 指定の期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消す場合があります。

6 管理に要する経費

（１）利用料金収入

交流プラザ等には、地方自治法第244条の2の規定による利用料金制を採用し、当該施設の利用料金は指定管理者の収入とします。なお、利用料金は条例に定める範囲内で、指定管理者が町長の承認を得て決定します。

【参考】過去2年の収入実績（指定管理料を除く）

区 分	令和5年度	令和6年度
多目的室利用料	795,769	788,916
駐輪場利用料金	2,803,500	2,487,400
駐車場利用料金	918,700	980,700
自主事業（自販機等）	630,534	623,355
コミュニティバス販売手数料	5,950	9,550
切符販売手数料	1,086,539	1,039,202
計	6,240,992	5,929,123

（2）指定管理料の上限

交流プラザ等の管理に要する経費は、利用料金収入、町が支払う指定管理料（委託料）及びその他収入（物品販売等の事業による収入）によって賄うこととします。

このうち町が支払う指定管理料の金額は、施設等の維持管理に必要な総費用から指定管理料を除く総収入を差し引いた範囲内の委託料を支払うこととしていますが、業務内容の変更によって変動することもあります。

令和9年度以降の指定管理料の金額は、令和8年度の実績と事業計画書において提案のあった金額を踏まえ、年度ごとに町の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、「年度協定」で定めます。

7 申請の資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ①中国地方に主たる事務所（本社機能を有するもの）を有すること。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④町から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤国税、地方税等を滞納していないこと。
- ⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

8 募集期間及び仕様書等配布場所

- (1) 募集期間 令和7年9月16日(火)から令和7年10月14日(火)
- (2) 配布場所 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号
和木町役場企画総務課
なお、募集期間中は、町ホームページから仕様書等をダウンロードできます。

9 質問の受付

質問の受付は、次のとおりとします。

- ・受付期限 令和7年10月6日(月)まで
- ・提出方法 別紙質問書をFAX又は電子メールで和木町役場企画総務課に提出してください。
- ・回答方法 令和7年10月8日(水)までに質問のありました法人等に送付します。

10 申請方法

- (1) 提出書類申請にあたっては、次の書類を提出してください。

- ①指定申請書(様式第1号)
- ②指定管理業務の事業計画書並びに収支予算書
- ③定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- ④当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し
- ⑤申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑥前事業年度の事業報告書及び収支報告書
- ⑦その他町長が必要と認める書類

- (2) 提出部数

正本1部及び副本8部(副本は複写可)。ただし、(1)の③、④については、正本1部

- (3) 提出方法・提出場所

和木町役場企画総務課に持参または郵送してください。

- (4) 留意事項

- ①提出された書類は、返却しません。
- ②必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ③提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

11 指定管理者候補者の選定

(1) 選定・審査の基準

- ①地域住民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。設置目的（地域福祉の増進と利便性の向上）をよく理解した運営内容であること。
- ②多目的室等の各施設の効用が最大限に発揮される事業計画の内容となっていること。
- ③施設を適正に管理する上での、管理経費の縮減が図られていること。
- ④安定した管理を行う物的能力及び人的能力を有していること。

(2) 選定方法

指定管理者選定委員会で、事業計画書等を選定・審査の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める申請事業者を指定管理者候補者として選定します。

なお、指定管理者選定委員会では、面接審査を行う予定です。面接審査を行う場合は、申請事業者に日時等を別途連絡します。

(3) 選定結果

選定結果については、すべての申請事業者に通知するとともに町ホームページで公表する予定です。指定管理者候補者は、和木町議会の議決を経た後、指定管理者としての指定を行います。なお、選定結果の公表の際は、指定管理者候補者以外の申請事業者名は公表しません。

12 協定の締結

指定の後、町と指定管理者は、業務の実施等に関し細目的事項、町が支払う指定管理料の額について定めるため、交流プラザ等の管理に関する協定を締結し、協定書を作成します。協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」及び当該事業年度における事項について定めた「年度協定」を締結します。

(1) 基本協定の主な内容

- ①事業計画書に記載された事項
- ②指定の期間に関する事項
- ③利用料金に関する事項
- ④事業報告書に関する事項
- ⑤町が支払う管理の業務に係る費用に関する事項
- ⑥指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項
- ⑦管理の業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- ⑧管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

⑨その他

(2) 年度協定の主な内容

①当該年度の業務内容に関すること

②当該年度に町が支払う指定管理料に関する事項

③その他

13 留意事項

(1) 指定管理者候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理者候補者が「7 申請の資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認めるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認めるときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。

(2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「7 申請の資格」に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

14 資料・様式

(1) 和木駅交流プラザ、和木駅駐輪場及び和木駅駐車場管理業務仕様書

(2) 指定管理者指定申請書

(3) 質問書

(4) 条例・施行令

15 問合せ先

〒740-8501

山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号

和木町役場企画総務課

TEL 0827-52-2135 (代表)

FAX 0827-52-5313

メールアドレス zaisei@town.waki.lg.jp

ホームページ <https://www.town.waki.lg.jp/>